

## ビザの種類および申請手続き

### 1.在留資格の種類

#### 在留資格別在留期間の上限

在留資格（記号）	在留期間の上限	在留資格（記号）	在留期間の上限
外交（A-1）	在任期間	求職（D-10）	6ヵ月
公務（A-2）	公務遂行期間	教授（E-1）	5年
協定（A-3）	身分存続期間または 協定上の在留期間	会話指導（E-2）	2年
		研究（E-3）	5年
文化芸術（D-1）	2年	技術指導（E-4）	5年
留学（D-2）	2年	専門職業（E-5）	5年
技術研修（D-3）	2年	芸術興行（E-6）	2年
一般研修（D-4）	2年	特定活動（E-7）	3年
		季節勤労（E-8）	5ヵ月
取材（D-5）	2年	非専門就業（E-9）	3年
宗教（D-6）	2年	船員就業（E-10）	3年
駐在（D-7）	3年	訪問同居（F-1）	2年
企業投資（D-8）	令別表1の2 11. 企業 投資(D-8)欄のイ目に 該当する者：5年	居住（F-2）	5年
		同伴（F-3）	同伴する本人に 定められた期間
		在外同胞（F-4）	3年
	令別表1の2 11. 企業 投資(D-8)欄のロ目・ハ 目に該当する者：2年	結婚移民（F-6）	3年
		その他（G-1）	1年
		観光就業（H-1）	協定上の在留期間
貿易経営（D-9）	2年	訪問就業（H-2）	3年

※ 上記の別表にもかかわらず、法務部長官が必要であると認める場合、法第25条により在留期間の上限を超過して在留を許可することができる。

### 2.外国人の入国と査証（VISA）

韓国に入国する外国人は、有効な旅券および法務部長官が発給した査証（VISA）を有し

ていなければならない（出入国管理法第7条）。

ただし、下記の1つに該当する外国人は査証なしで入国できる。

- ◎再入国許可を受けた者または再入国許可申請を免除された者で、再入国許可期間もしくは申請免除期間の満了前に入国する者
- ◎韓国と査証免除協定を締結した国家の国民で、その協定により免除対象となる者
- ◎国際親善・観光または韓国の利益などのために入国する者で、大統領令の定めるところにより別途入国許可を受けた者
- ◎難民旅行証明書の発給を受けて出国した後、その有効期間が満了する前に入国する者

法務部長官は公共秩序の維持、国家利益に必要であると認めると、第2項第2号に該当する者に対して査証免除協定の適用を一時停止することができる。

韓国と国交のない国家や、法務部長官が外交部長官と協議して指定した国家の国民は、大統領令の定めるところにより在外公館の長、地方出入国・外国人官署の長が発給した外国人入国許可書をもって入国できる。

### 3. 駐在のための入国査証

外国人が韓国内に駐在するために取得しなければならない入国査証（VISA）のなかで、主に韓国における企業活動に関連するものは図表のとおりである。

VISAの申請と発給は在外公館（韓国大使館または総領事館）で行い、発給までの所要期間はVISAの種類などにより異なるが、駐在（D-7）の場合には申込日から1～1.5カ月、企業投資（D-8）の場合には申込日から3週間～1カ月とされる。

なお、日本人が観光・通過、単純訪問、短期商用、会議参加など[短期訪問（C-3）]の目的で韓国に90日を超えない期間滞在しようとする場合には、VISAを取得する必要はない。

※日本からの観光・短期入国者は無査証/査証免除による入国を一時停止中。

ただし、在留期間が90日を超えない場合であっても一時興行、広告、ファッションモデル、講義、講演、研究、技術指導など収益を目的とする短期間就業活動[短期就業（C-4）]または営利活動を目的に入国しようとする場合にはVISAを取得しなければならない。

#### ■ 図表 在留資格と活動範囲および申請書類

在留資格 (記号)	在留資格に該当する者または活動範囲	添付書類
駐在 (D-7)	イ. 外国の公共機関・団体または会社の本社、支社、その他の事業所などに1年以	- パスポートおよびパスポートの写し -

	<p>上勤務した者で、韓国にあるその系列会社、子会社、支社または駐在員事務所などに必須専門人材として派遣され勤務しようとする者 (企業投資 (D-8) の資格に該当する者を除き、国家基幹産業または国策事業に従事しようとする場合またはその他法務部長官が必要であると認める場合には、1年以上の勤務要件を適用しない)</p> <p>ロ. 上場法人 (コスダック上場法人を含む、以下同じ) または公共機関が設立した海外現地法人や海外支店で1年以上勤務した者で、韓国にあるその本社や本店に派遣され専門的な知識・技術または機能を提供するか伝授を受けようとする者 (上場法人の海外現地法人や海外支店のうち本社の投資金額が米貨50万ドル未満の場合は除く)</p>	<p>－外国所在会社などの在職証明書 －派遣命令書 －国内支店などの設置を立証する書類 －外国為替買入証明書などの営業資金導入実績を立証する書類 (または事業計画書)</p> <p>－ パスポートおよびパスポートの写し － 本社の登記事項全部証明書 － 海外直接投資申告受理書または海外支店設置申告受理書 － 海外送金確認立証書類 － 海外支社の法人登記事項全部証明書または事業者登録証 － 海外支社での在職証明書および納税事実証明 － 人事命令書 (派遣命令書)</p>
<p>企業投資 (D-8)</p>	<p>イ. 「外国人投資促進法」による外国人投資企業の経営・管理または生産・技術分野に従事しようとする必須専門人材 (国内で採用する者は除く)</p> <p>ロ. 知的財産権を保有するなど、優れた技術力で「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」によりベンチャー企業を設立した者のうち、ベンチャー企業確認を受けたかこれに準じる者で、法務部長官が認める者</p> <p>ハ. 国内の専門学士以上、外国の学士以上の学位を有する者または関係中央行政機関の長が推薦した者で、知識財産権を保有するかこれに準じる技術力などを有する法人創業者</p>	<p>－ パスポートおよびパスポートの写し － 派遣命令書または在職証明書 － 外国人投資申告書 (法人登記事項全部証明書または事業者登録証写し) または投資企業登録証写し</p> <p>－ パスポートおよびパスポートの写し － ベンチャー企業確認書またはこれに準じる書類 － 知識財産権、その他これに準じる技術とその使用に関する権利などを保有していることを立証する書類</p> <p>－ パスポートおよびパスポートの写し － 学歴証明書 － 知識財産権の保有またはこれに準じる技術力などの立証書類 － 法人登記事項全部証明書</p>

#### 4.外国人登録

外国人登録外国人が入国した日から90日を超えて韓国に滞在するには、入国した日から90日以内にその滞在地を管轄する地方出入国・外国人官署の長に外国人登録をしなければならない。（出入国管理法第31条）